

# 道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和8年3月13日付け有田川町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

## 記

協議が調っている内容

【有田川町公共ライドシェアの運行についての路線又は運送の区間の変更について】

【変更前】

(2) 運送の区域

区 域	備 考
有田川町清水地区の一部及び久野原・井谷・板尾・杉野原・押手地区と花園地区の一部	別紙参照

【変更後】

(2) 運送の区域

区 域	備 考
有田川町清水・三田・久野原・井谷・板尾・杉野原・押手地区と花園地区の一部	別紙参照

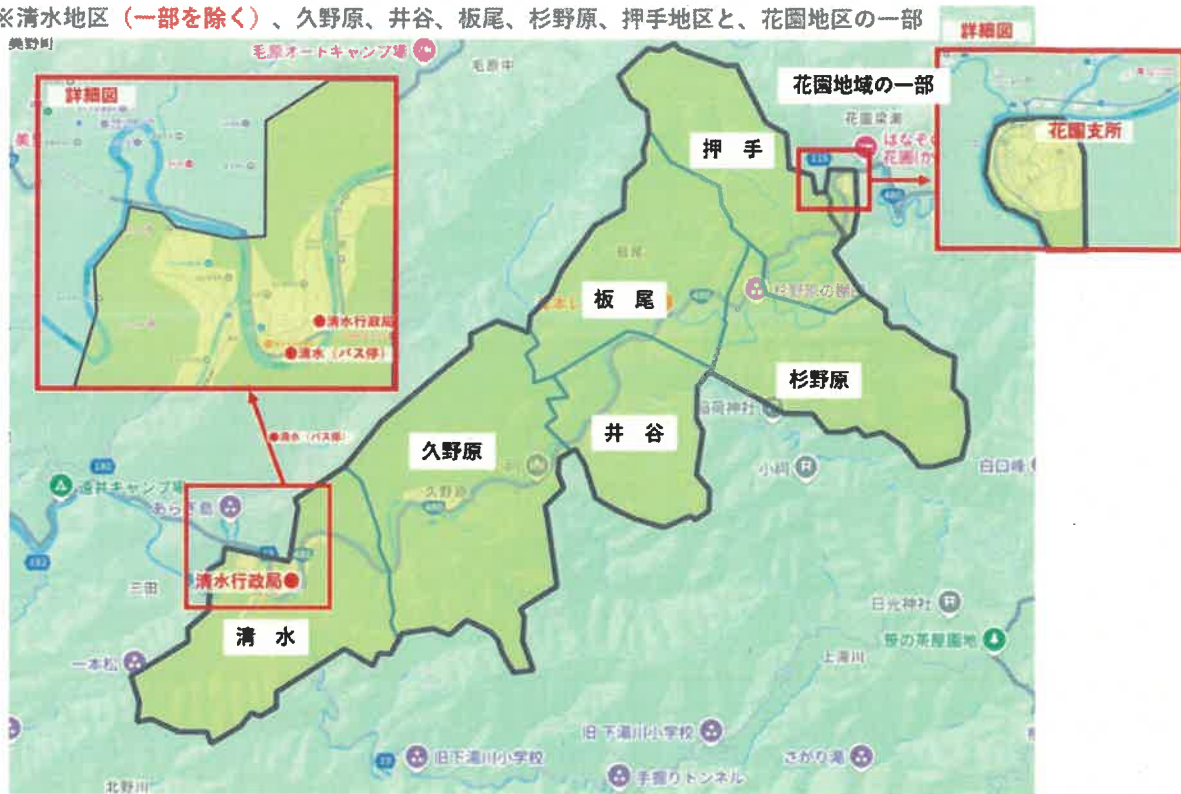
令和8年4月2日

有田川町地域公共交通会議会長  
有田川町長 坂頭 徳彦



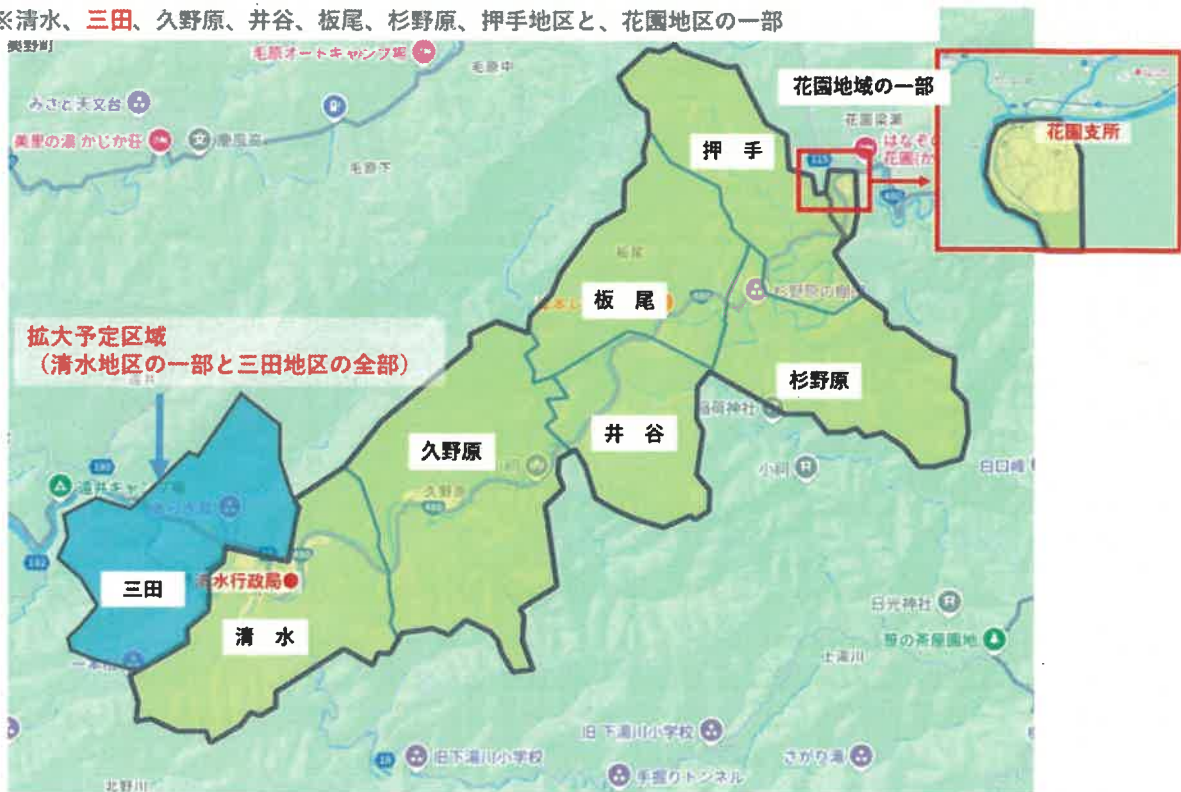
【変更前】

※清水地区（一部を除く）、久野原、井谷、板尾、杉野原、押手地区と、花園地区の一部



【変更後】

※清水、三田、久野原、井谷、板尾、杉野原、押手地区と、花園地区の一部



※ 変更は、令和 8 年 5 月11日からを予定